

海上保安レポート 2025 語句説明

【ア行】

アジア海上保安機関長官級会合（HACGAM）

Heads of Asian Coast Guard Agencies Meeting：アジアでの海上保安業務に関する地域的な連携強化を図ることを目的とした多国間の枠組みであり、22 か国・1 地域・2 機関が参加しており、平成 16 年に我が国の提唱により第 1 回会合を開催して以降、毎年有志国のホストにより開催されています。

海の安全情報

プレジャーボートや漁船等の操縦者、海水浴や釣り等のマリンレジャー愛好者等に対して、海で安全・安心に活動していただけるよう地域特性に応じた海の安全に関する情報をリアルタイムに提供しています。

【カ行】

海事関係法令

海上交通の安全の確保を目的とした「海上交通安全法」、「船舶法」、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等の法律を指します。

海上環境関係法令

海上における環境汚染の防止や環境保全等を目的とした「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水質汚濁防止法」等の法律を指します。

海上交通センター

全国 7 か所（東京湾、伊勢湾、名古屋港、大阪湾、備讃瀬戸、来島海峡及び関門海峡）に設置され、レーダー、AIS、テレビカメラの映像等により、船舶の動静を確認し、船舶交通の安全に必要な情報提供や勧告、大型船舶の航路入航間隔の調整を行っています。

海上保安政策プログラム（MSP）

Maritime Safety and Security Policy Program：海上保安大学校、政策研究大学院大学（GRIPS）、国際協力機構（JICA）が連携して実施する 1 年間の修士課程です。海上保安官やアジア諸国等の海上保安機関職員が一堂に会し、国際法や事例研究等の高度な教育を受け、「法の支配」の重要性への理解を深めるとともに、国際的な海上保安協力のネットワークを形成することを目的としています。

海上保安庁 MCT

Mobile Cooperation Team：近年のアジア諸国における海上保安機関の相次ぐ設立に伴う技術指導等の支援要請の高まりを受け、平成 29 年 10 月に発足させた外国海上保安機関の能力向上支援の専従部門です。

海図

広義には、航海用海図、特殊図及び海の基本図等を総称しますが、一般的には、航海用海図を指します。航海用海図は、船舶が安全かつ効率的に航海ができるように、水深、底質、暗礁等の水路の状況、沿岸の地形、航路標識、自然・人工目標等その他航行、停泊に必要な事項を、正確に見やすく表現した図です。使用目的により、大縮尺図から順に、港泊図、海岸図、航海図、航洋図及び総図に分類されます。

海賊

海賊対処法では、公海又は我が国の領海等において航行中の船舶のハイジャック、船内財物の強盗、船内の人の略取及びこれらを目的とした船舶への侵入、つきまとい等が海賊行為として定義されています。

海底地形名小委員会

国際水路機関（IHO）とユネスコ政府間海洋学委員会（IIOC）の傘下で、世界の海底地形名を標準化する学術的な委員会で、IHO 及び IIOC から指名された計 12 名の専門家で構成されます。（会合は年一回開催。）

海洋状況把握（MDA）

Maritime Domain Awareness：関係政府機関の連携を強化し、国の防衛、安全、経済、環境に影響を与える可能性のある海洋に関する事象を効果的に把握する取組のことです。平成 13 年 9 月の米国同時多発テロ事件を契機に米国で検討が開始され、米国、欧州で先行して取り組まれています。

我が国では、MDA を「海洋の安全保障、海洋環境保全、海洋産業振興及び科学・技術の発展等に資する海洋に関連する多様な情報を、取扱等に留意しつつ効果的な収集・集約・共有を図り、海洋に関連する状況を効率的に把握すること」と定義しています。

海洋状況表示システム（海しる）

海上保安庁にて整備・運用する、各関係府省庁等が保有する海洋情報や衛星情報といった全球的な情報や気象・海象といったリアルタイムの海洋情報を一元的に集約・共有・提供するシステムです。

北太平洋海上保安フォーラム（NPCGF）

North Pacific Coast Guard Forum：北太平洋地域の 6 カ国（日本、カナダ、中国、韓国、ロシア、米国）の海上保安機関が北太平洋の海上の安全・セキュリティの確保、海洋環境の保全などを目的として我が国の提唱により平成 12 年から実施、毎年各国持ち回りで開催しています。

漁業関係法令

「漁業法」、「外国人漁業の規制に関する法律」等の法律を指します。

公海

国連海洋法条約上、公海に関する規定は、いずれの国の排他的経済水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国の群島水域にも含まれない海洋のすべての部分に適用されます。公海はすべての国に開放され、すべての国が公海の自由（航行の自由、上空飛行の自由、一定の条件の下での漁獲の自由、海洋の科学的調査の自由等）を享受します。

航行警報

船舶交通の安全のために必要な情報のうち、灯台の消灯や津波の発生など、船舶に緊急に周知する必要がある情報を航行警報として海域別に異なる手段で発信します。

【サ行】

出入国関係法令

「出入国管理及び難民認定法」等の法律を指します。

世界海上保安機関長官級会合（CGGS）

Coast Guard Global Summit：世界各国の海上保安機関等が、地域の枠組みを超え、法の支配に基づく海洋秩序の維持など基本的な価値観を共有し、力を結集して地球規模の課題に取り組むため、我が国の提唱により平成 29 年から実施しています。

接続水域

領海の基線からその外側 24 海里（約 44km）の線までの海域（領海を除く。）で、沿岸国が、自国の領域における通関、財政、出入国管理（密輸入や密入国等）又は衛生（伝染病等）に関する法令の違反の防止及び処罰を行うことが認められた水域です。

船舶自動識別装置（AIS）

Automatic Identification System：船舶の位置、速力、針路等の情報及び安全に関する情報を VHF（超短波）帯の電波で送受信するもので、船位通報の自動化、運

航者の労力軽減及び通信のふくそう化の防止並びに船舶相互の衝突防止等が期待されるシステムです。国際航海に従事する旅客船と 300 トン以上の船舶、国内航海に従事する 500 トン以上の船舶に搭載が義務付けられています。

走錨

風などの船に働く外力が、錨が船を一定の場所に留める力より大きいとき、錨が海底をすべってしまうことをいいます。

【タ行】

大陸棚

原則として領海の基線からその外側 200 海里（約 370km）の線までの海域（領海を除く。）の海底及びその下ですが、地質的及び地形的条件等によっては国連海洋法条約の規定に従い延長することができます。沿岸国には、大陸棚を探索し及びその天然資源を開発するための主権的権利を行使することが認められています。

低潮線

干満により海面が最も低くなったときに陸地と水面の境界となる線です。国連海洋法条約上、領海の幅を測定する根拠となります。

【ハ行】

排他的経済水域（EEZ）

Exclusive Economic Zone：原則として領海の基線からその外側 200 海里（約 370km）の線までの海域（領海を除く。）です。なお、排他的経済水域においては、沿岸国に以下の権利、管轄権等が認められています。

1. 海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源の探索、開発、保存及び管理等のための主権的権利
2. 人工島、施設及び構築物の設置及び利用に関する管轄権

漂流予測

海面に浮遊している物体（漂流物）について、海流、風等の影響を受けて漂流する経路を予測することをいいます。予測結果は、迅速かつ的確な搜索救助、油防除等に活用しています。

ふくそう海域

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法または港則法適用海域に限る。）のことをいいます。

【ヤ行】

薬物・銃器関係法令

薬物関係法令及び銃器関係法令をあわせたものです。薬物関係法令には「覚醒剤取締法」、「麻薬及び向精神薬取締法」等が、銃器関係法令には「銃砲刀剣類所持等取締法」、「火薬類取締法」等があります。

【ラ行】

領海

領海の基線からその外側 12 海里（約 22km）の線までの海域で、沿岸国の主権が及びますが、領海に対する主権は国連海洋法条約及び国際法の他の規則に従って行使されます。すべての国の船舶は、領海において無害通航権を有します。また、沿岸国の主権は、領海の上空、海底及び海底下にまで及びます。

領海の基線

領海の幅を測る基準となる線です。通常は、海岸の低潮線ですが、海岸が著しく曲折しているか、海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所には、一定の条件を満たす場合、適当な地点を結んだ直線を基線（直線基線）とすることができます。

【アルファベット】

NAVAREA（ナバリア）XI 航行警報

外洋を航海する船舶の安全のために、緊急に通報する必要がある情報を、通信衛星（インマルサット、イリジウム）を利用し、文字情報（英語）で提供する航行警報です。全世界の海域を 21 分割した区域のうち、我が国は、北西太平洋及び東南アジア海域（XI 区域）の区域調整者として、NAVAREA 航行警報の提供を行っています。

NAVTEX（ナブテックス）航行警報

NAVAREA 航行警報と同様に世界的に調整された航行警報です。我が国は、沿岸海域（約 300 海里内〈約 560km〉）において、航行船舶の安全のために緊急に通報する必要がある情報を無線により文字情報（日本語及び英語）で提供しています。

【数字】

118 番

平成 12 年より開始された海上における事件・事故の緊急通報用電話番号です。加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話等から利用できます。